

衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月12日（水）、第8回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

- ・齋藤法務大臣、門山法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
- ・宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、鎌田さゆり君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）東国幹君（自民）、鎌田さゆり君（立憲）、米山隆一君（立憲）、沢田良君（維新）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）、石橋林太郎君（自民）

（質疑者及び主な質疑事項）

東国幹君（自民）

- （1） 起訴状等における犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置
 - ア 現行の運用による秘匿措置と比較した本法案の効果
 - イ 被疑者・被告人の防御に支障を生ずるとの懸念への対応措置
 - ウ 本措置の対象となる事件の範囲
- （2） 位置測定端末装着命令制度
 - ア ここ10年間の保釈率の変化
 - イ 保釈中の被告人等の逃亡事案の発生状況
 - ウ 位置測定端末装着命令制度の創設による保釈の増加の可能性
 - エ 位置測定端末装着命令制度の創設による保釈保証金額への影響
 - オ 位置測定端末の機能及び具体的な仕様

鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 本法案の全体像についての法務大臣の認識
- （2） 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設
 - ア 保釈等の取消し・失効後に検察官が被告人を収容するため呼び出したにもかかわらず出頭がなかった事例
 - イ 保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪の創設による抑止効果
- （3） 逃走罪の見直し
 - ア 逃走罪の法定刑の引上げに期待される効果
 - イ 既に逮捕・勾留されている者が逃走罪又は加重逃走罪を犯した場合において当該罪により逮捕又は起訴されることとなることの確認
 - ウ 逃走罪の法定刑の引上げが過重であるとの法制審議会における意見に対する法務省の見解
- （4） 保釈等された被告人に対する報告命令制度
 - ア オンラインを活用した報告の可否
 - イ 裁判所が指定する場所に被告人が出頭することができない場合の対応
 - ウ 弁護士への通知の可否及び報告のための出頭に弁護士が立ち会うことの可否

- エ 被告人の不出頭や虚偽報告に罰則を設けていないことの確認
- オ 被告人の不出頭や虚偽報告に罰則を設けていない理由
- (5) 監督者制度
 - ア 裁判所が選任する監督者として適当と認める者と想定される者
 - イ 適切な監督者が見つからないことにより保釈が認められない事態が生ずるとの懸念に対する法務省の見解
 - ウ 監督者制度についての丁寧な周知の必要性に対する法務大臣の見解
- (6) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 周囲の者から差別視されない位置測定端末の仕様や規格にすべきとの指摘に対する法務省の見解
 - イ 位置測定端末の装着や取外しの際における刑事施設職員の立会いの有無
 - ウ 位置測定端末の装着に要する手続を速やかに行う必要性
 - エ 遵守事項違反を検知した場合の被告人の速やかな勾引のための関係機関との連携や訓練実施の必要性に対する法務大臣の見解
- (7) 条件に反して犯罪被害者等の個人特定事項を被告人に知らせた弁護人に対する弁護士会等への処置請求と弁護士自治との関係
- (8) 刑事手続のデジタル化に向けた都道府県警察におけるデジタル機器の整備予定

米山隆一君（立憲）

- (1) 控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け
 - ア 出頭の義務の例外とされる「その他やむを得ない事情」に親族の冠婚葬祭が含まれるか否かの確認
 - イ 控訴裁判所の出頭命令の相手方及び時期並びに出頭命令に違反した場合の対応
 - ウ 控訴審の判決宣告期日に出頭がない場合に原則として判決宣告をできないとする趣旨
 - エ 本改正案による刑事訴訟法第 390 条の 2 の出頭命令制度があれば十分で判決できなくするまでもないとの主張に対する法務大臣の見解
- (2) 犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置
 - ア 「被疑者の防御に実質的な不利益を生じるおそれ」に示談交渉の必要性が含まれるか否かの確認
 - イ 弁護士会等に対する処置請求を行う基準
- (3) 名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案のビデオ映像を国家賠償請求訴訟の原告側が公開した件についての法務大臣の発言
 - ア 原告側が公開したビデオ映像の著作物該当性
 - イ 当該ビデオ映像の編集について許諾の権限を有すると法務大臣が考える者及びその法的根拠
 - ウ 原告側が勝手に編集をしたという法務大臣の発言における「勝手に」は「任意に」の意味であることの確認
 - エ 当該ビデオ映像を公開しない旨の誓約書が提出されなかった経緯についての法務大臣の認識
 - オ 原告によるビデオ映像の編集及び公開が法的に問題がないことの確認
 - カ 当該ビデオ映像の公開に関する法務大臣の発言を撤回する必要性

沢田良君（維新）

- (1) 保釈等された被告人に対する報告命令制度
 - ア 本制度で想定される報告方法
 - イ オンラインでの報告の可否
 - ウ 裁判所が必要と認めるときは指定する場所に出頭を命ずることができることとした趣旨及び必要と認めるときの具体例

- エ 出頭させる場所の具体例
- (2) 監督者制度
 - ア 監督者として選任される者の具体例
 - イ 裁判所が監督者を選任する際の判断材料
 - ウ 身元引受人と監督者の違い
 - エ 責任や負担が重いため監督者を引き受ける者がいないとの懸念に対する法務省の見解
 - オ 監督者が解任され又は死亡した場合の手続
- (3) 犯罪被害者の個人特定事項の秘匿条件に反して弁護人が被告人に情報開示をした場合の罰則の有無

漆間讓司君（維新）

- (1) 逃走罪の見直し
 - ア 逃走罪の法定刑を引き上げる理由
 - イ 逃走罪以外の厳罰化に向けた動きの有無
- (2) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 本制度の適用範囲が限定的すぎるとの指摘に対する法務省の見解
 - イ 本制度の運用実績が上がらない場合の適用拡大の方向性
 - ウ 諸外国の類似の制度の運用状況及び裁判所等の人員体制や教育の在り方
- (3) 犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置において被告の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合の具体例

鈴木義弘君（国民）

- (1) 被告人等の逃亡防止
 - ア 被告人が国内外に逃亡した場合の対応
 - イ 保釈中の被告人等の逃亡者の減少に対する本法案の効果
 - ウ 被告人等の国外逃亡の防止のための出入国管理当局との連携強化の必要性
- (2) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 位置測定端末を装着した被告人のプライバシーへの配慮
 - イ 位置情報の適正な管理のための方策
 - ウ 位置測定端末の装着に伴う被告人の権利侵害への対応
- (3) 逃走罪の見直し
 - ア 対象者を拡張した趣旨及び入国者収容施設に収容中の者への適用の有無
 - イ 入国者収容施設から仮放免中の者への適用の有無
 - ウ 加重逃走罪の法定刑を引き上げない理由
- (4) 起訴状等における犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置
 - ア 示談交渉等のために被疑者・被告人が被害者の連絡先を知る必要への配慮
 - イ 現行法における証人の氏名等の秘匿条件に反した場合の弁護士会等に対する処置請求の適用状況

本村伸子君（共産）

- (1) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 直近の保釈取消事由ごとの保釈取消人数
 - イ 令和元年の保釈取消人数より減少していることの確認
 - ウ 保釈取消の理由やその背景を詳細に分析する必要性
 - エ 逃亡又は逃亡のおそれにより保釈取消しとなった事案に関する詳細な分析結果の有無

- オ 近時の主な逃亡事案を踏まえた現行制度における課題
- カ 被告人の収容及び海外への出国に関する課題
- キ 保釈された被告人を位置測定端末によって監視することが重大な人権侵害に当たることの法務大臣の認識
- ク 現行制度において保釈されているような被告人に対する位置測定端末装着の要否
- ケ 本制度における被告人の権利制約が必要最小限度であることの法務大臣の認識
- コ 改正案における刑事罰が必要最小限度を超えるとの意見に対する法務省の見解
- (2) 身柄引受人では不十分であるが監督者であれば保釈が許可される事案の具体例
- (3) 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設
 - ア 刑罰を科すのは必要最低限にとどめるべきであり他の代替手段がある場合には許されないとの意見に対する法務省の見解
 - イ 公判期日への不出頭や制限住居の離脱にとどまる時点では刑罰を科すべきではないとの意見に対する法務省の見解
 - ウ 「正当な理由がなく公判期日に出頭しない行為」における「正当な理由」の具体例

石橋林太郎君（自民）

- (1) 公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するための本改正案の背景
- (2) この10年余りで保釈率が上昇している理由
- (3) 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設
 - ア 保釈等をされた被告人の公判期日不出頭罪を設ける趣旨
 - イ 保釈等の取消し及び失効後の被告人の出頭命令違反の罪を設ける趣旨
 - ウ 保釈等をされた被告人の制限住居離脱罪を設ける趣旨
 - エ 勾留の執行停止の期間満了後の被告人の不出頭罪及び刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪を設ける趣旨
- (4) 裁判の執行に関する調査において強制の処分をできることとしている趣旨